

鈴鹿市林野火災注意報及び林野火災警報に関する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第4号

鈴鹿市林野火災注意報及び林野火災警報に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市火災予防条例（昭和37年鈴鹿市条例第10号。以下「条例」という。）第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）及び第29条の9に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(林野火災注意報の発令)

第2条 林野火災注意報は、おおむね次に掲げる気象状況に該当する場合において、市長が林野火災の予防上危険があると認めるときに発令する。

- (1) 林野火災注意報を発令しようとする日（「注意報発令日」という。以下この条において同じ。）前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、注意報発令日前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。
- (2) 注意報発令日前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報が発令されたとき。

(林野火災警報の発令)

第3条 林野火災警報は、林野火災注意報及び強風注意報が発令されている場合において、市長が林野火災の予防上危険があると認めるときに発令する。

(条例第29条の8第3項の規定により指定する区域)

第4条 条例第29条の8第3項の規定により指定する区域は、林野火災が発生した場合において、市長が広範囲に延焼するおそれがあると認める区域とする。

(条例第29条の9の規定により指定する区域)

第5条 条例第29条の9の規定により指定する区域については、前条の規定を準用する。

(発令対象期間)

第6条 林野火災注意報及び林野火災警報を発令する期間は、毎年1月から5月までの期間とする。ただし、市長が林野火災の予防上危険があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、林野火災注意報及び林野火災警報に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。